

原子力発電所における国の防災指針の見直しを求める意見書

原子力防災対策は、昭和36年に制定された災害対策基本法と、これに基づいて中央防災会議が策定した防災基本計画並びにこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた地域防災計画等により必要な措置を講じることとしています。また、昭和55年6月には、原子力発電所等周辺の防災対策について（以下、「防災指針」という。）が決定され、具体的な対策として原子力防災に関する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策や緊急被ばく医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されています。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、初期対応や緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用、国民への情報開示、住民避難指示など国の対応が全て後手に回り、国内外の大きな不信を招くとともに、二次被害の拡大が危惧されています。

よって、国におかれましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内にある全ての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、防災指針の早急な見直しを図り、特に下記の点について対策を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 原子力安全規制については、少なくとも従来 of 想定をはるかに超えた東北地方太平洋沖地震・津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。
- 2 防災指針に示された防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を拡大し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域に捉われない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。
- 3 原子炉設置及び変更の条件を見直し、地方自治体の同意を要する範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣